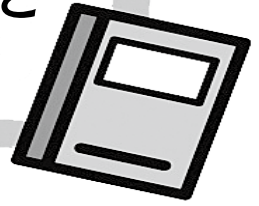


平成25年度 固定資産の縦覧と 閲覧ができます



問い合わせ先
税務課資産係 ☎ (22) 2111 (内線226)

【縦覧制度】

縦覧帳簿に記載されている他人の土地や家屋の評価額を一定期間公開することで、固定資産税の納税者が自己の所有する土地や家屋の評価額が適正かどうかを比較できる制度です。

縦覧できる期間

4月1日(月)～30日(火) (土曜、日曜、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

縦覧できる方

固定資産税の納税者。なお、土地の納税者は「土地価格等縦覧帳簿」、家屋の納税者は「家屋価格等縦覧帳簿」、土地、家屋の納税者はそれぞれの帳簿を縦覧できます。

縦覧できる内容

- ① 「土地価格等縦覧帳簿」：所在、地番、地目、地積、価格
- ② 「家屋価格等縦覧帳簿」：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

縦覧申請に必要なもの

- ① 固定資産税の納税者は、運転免許証や保険証などの身分証明書
- ② 固定資産税納税者の代理人の方は、納税者の委任状および代理人の運転免許証や保険証などの身分証明書

縦覧手数料 無料

※縦覧帳簿は複写不可

【閲覧制度】

納税義務者が自己の資産について、固定資産税台帳に登録された内容を確認できる制度です。また、借地人、借家

人の方も借用物件の課税台帳の閲覧ができます。

閲覧できる期間

4月1日から平成26年3月31日まで (土曜、日曜、祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分

閲覧できる方

- ① 固定資産税の納税義務者、納税管理人、破産管財人など
- ② 借地人、借家人

閲覧に必要なもの

- ① 固定資産税の納税義務者は、運転免許証や保険証などの身分証明書
- ② 固定資産税納税義務者の代理人の方は、納税義務者の委任状および代理人の運転免許証や保険証などの身分証明書
- ③ 借地人、借家人は、賃貸借契約書および運転免許証や保険証などの身分証明書
- ④ 相続人は、戸籍謄本など相続関係がわかるものおよび運転免許証や保険証などの身分証明書

閲覧手数料 無料

※縦覧・閲覧できる場所は、税務課または豊田支所地域振興課となります。

法人市民税均等割の税率

を変更しています

平成24年4月1日から法人市民税の均等割の税率を変更していただきますので、改定後(新)の均等割額で、申告納付をお願いします。

なお、新均等割額は、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から適用され、平成24年3月31日以前に開始され

た事業年度に係るものは、旧均等割額が適用されます。また、適用区分を明確にするため、申告書には必ず従業員数をご記入ください。

問い合わせ先
税務課課税係
☎ (22) 2111 (内線225)

▼法人市民税の均等割および法人税割の税率

区分	従業者数	税率		法人税割
		旧均等割(年額)円	新均等割(年額)円	
資本金等の額 50億円を超える法人	50人超	3,300,000	3,000,000	14.7%
	50人以下	451,000	410,000	
10億円を超え 50億円以下である法人	50人超	1,925,000	1,750,000	
	50人以下	451,000	410,000	
1億円を超え 10億円以下である法人	50人超	440,000	400,000	
	50人以下	176,000	160,000	
1千万円を超え 1億円以下である法人	50人超	165,000	150,000	
	50人以下	143,000	130,000	
上記以外の法人等	50人超	132,000	120,000	
	50人以下	55,000	50,000	

※資本金等の額とは…法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額または同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した額)をいいます。

市民懇談会



私と一緒にまちづくりを考える車座の会です。

池田市長が、皆さんのもとへ直接出向いて、お話をする『わくわく市民懇談会』の申し込みを受け付けています。各地区や各種団体などで、懇談を希望する方は、庶務課秘書広報係へお申し込みください。

目的

市政に関する皆さんの考えや提言などを市長が直接お聴きし、意見を交わして思いを共有することにより、共に考え、市民の皆さんと一緒にまちづくりをしていくため。

対象

市内の各地区や各種団体（趣味やスポーツ・ボラン

ティアの仲間など）で、おおむね10人以上が集まる会議や集会などです。

※政治活動、宗教活動などを目的としたものは除きます。
※酒席は、ご遠慮させていただきます。

開催日時

市長の日程が確保できる日（お申し込み時に日程調整をさせていただきます）

会場

申し込みされる皆さんに用意していただきます。

申し込み・問い合わせ先

庶務課秘書広報係
☎(22)21111（内線208）

公の施設の

指定管理者を指定しました

公の施設の管理運営を行う指定管理者について、市議会3月定例会でそれぞれ可決され、4月1日付けで下表のとおり指定管理者を指定しました。

施設名称	指定期間	指定管理者	所管課
中野市南永江地区地域交流センター	平成25年4月1日～平成30年3月31日（5年間）	南永江自治会	地域振興課
一本木公園	平成25年4月1日～平成28年3月31日（3年間）	一般社団法人一本木バラの会	都市計画課
高梨館跡公園	平成25年4月1日～平成30年3月31日（5年間）	有限会社山本組	
北信濃ふるさとの森文化公園	平成25年4月1日～平成30年3月31日（5年間）	一般財団法人中野市産業公社	

問い合わせ先
政策情報課行政管理係 ☎(22)21111（内線401）

義援金の受け付けを延長します

義援金受け付け窓口の日本赤十字社と中央共同募金会では、東日本大震災と県北部地震に係る義援金の受け付け期間を、平成26年3月末日まで延長しました。

た受け付け期間を平成26年3月末日まで延長します。引き続き市民の皆さんのご協力をお願いします。

義援金箱設置施設

これに合わせ、本市でも平成25年3月末日までとしてい

- 中央公民館
- 北部公民館
- 西部公民館
- 中野保健センター

問い合わせ先

危機管理課危機管理防災係
☎(22)21111（内線210）